

## 生駒市赤ちゃんの駅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、授乳及び搾乳並びにおむつ替えのできる施設（以下「赤ちゃんの駅」という。）を登録し、広く公表することにより、子育て中の親子が安心して外出できる環境の整備を図り、地域で子育てを支えるまちづくりを推進することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、乳幼児とその保護者であって、当該乳幼児におむつ替え又は授乳を行うことを目的とする者とする。ただし、乳幼児を同伴していない場合であっても、搾乳を目的とする者は必要に応じて利用することができる。

### (登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設とする。

### (登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次の各号のいずれか一つ、又は両方を満たす施設で、希望者が無料で利用できるものをいう。

- (1) おむつ替えができる場所又は設備があること。
  - (2) 授乳及び搾乳ができる場所又は設備があること。この場合において、授乳及び搾乳している施設が壁、カーテン、衝立等により、他の人から見えない場所又は設備でなければならない。
- 2 前項各号に該当する施設にあっても、次の各号のいずれかに該当する施設は登録できないものとする。
- (1) 青少年の健全な育成を妨げる施設（18歳未満の利用が禁じられている施設等）
  - (2) 反社会的組織の統制下にある法人等が運営する施設
  - (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としている施設

### (登録方法等)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。ただし、本事業の周知、啓発等のため、市長が特に必要と認めた施設については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により登録したときは、赤ちゃんの駅登録通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

### (登録の変更等)

第6条 前条第2項により登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（表示等）

第7条 登録施設の管理者は、市長が交付する赤ちゃんの駅を示すステッカー等を、施設の出入口その他の利用者の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。

2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（登録の解除）

第8条 市長は、登録施設が第4条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。又、第6条に定める赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届（様式第3号）が提出された場合において、登録を廃止することが適当と認める場合も同様とする。

2 市長は、前項により登録を解除した場合は、理由を付して赤ちゃんの駅解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実施状況報告等）

第9条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

（公表）

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地及び登録内容等を市の広報及びホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

（経費の負担）

第11条 本事業の実施に要する経費は、本事業の周知、啓発等のため、市長が負担すると認めたもののほかは、第3条に定める登録対象施設の管理者が負担するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 10月 1日から施行する。